

京都市告示第 268 号

生活保護法第55条の規定において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成19年10月31日

京都市長 榎本頼兼

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
鍵 啓夫	小松原整骨院	北区小松原北町112番地	平成19年8月24日
松田 安功	まつだ治療院	北区紫竹西南町63番地の2	平成19年9月1日
村上 賢隆	村上 賢隆	上京区堅門前町414番地 西陣団地808号	平成19年9月1日
岩田 時雄	黄檗針灸院左京分院	左京区田中東高原町36番地の3	平成19年9月1日
平井 伸幸	あいおわ鍼灸整骨院	左京区田中里ノ内町17番地 コスモハイツ里ノ内1階	平成19年9月1日
広藤 学	なごみ整骨院	中京区西ノ京南原町1番地	平成19年9月11日
小畑 健司	なごみ整骨院	中京区西ノ京南原町1番地	平成19年9月11日
大江 康史	岡本山科鍼灸整骨院	山科区御陵原西町1番地 シュシュパル山陵1F	平成19年9月4日
知久 律子	あすか鍼灸整骨院	下京区中堂寺北町8番地	平成19年8月20日
松島 美智子	榎良和 ・谷・治療院・	下京区中堂寺庄ノ内町1番地の24	平成19年8月3日
山岡 正美	榎良和 ・谷・治療院・	下京区中堂寺庄ノ内町1番地の24	平成19年8月3日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
岩本 望	からすま九条はりきゅう整骨院	南区東九条烏丸町30番地の4 ジュネス1-A	平成19年8月30日
山田 伸之	からすま九条はりきゅう整骨院	南区東九条烏丸町30番地の4 ジュネス1-A	平成19年8月30日
上米良 稔	東寺整骨院	南区西九条川原城町111番地 大西マンション1階	平成19年9月13日
田村 安主	たむら鍼灸院	右京区京北周山町西丁田21番地の5	平成19年8月30日
森本 剛史	森本治療院	伏見区向島津田町2番地の2 103号	平成19年8月27日
山口 清	治療院・訪問医療マッサージゆりかご	伏見区向島二ノ丸町68番地の259	平成19年9月12日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)